

業務及び財産の状況に関する説明書類

第44期

〔 2024 年 7 月 1 日から
2025 年 6 月 30 日まで 〕

2025 年 8 月 29 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 アーク有限責任監査法人

所在地 東京都新宿区西新宿 1-23-3

代表者 三 浦 昭 彦

目次

一、業務の概況.....	1
1. 監査法人の目的及び沿革	1
(1) 監査法人の目的	1
(2) 監査法人の沿革	1
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別.....	1
3. 業務の内容	1
(1) 業務概要	1
(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項	1
(3) 監査証明業務の状況	2
(4) 非監査証明業務の状況.....	2
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況	2
(1) 業務の執行の適正を確保するための措置	2
(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況	3
(3) 業務の品質の管理の状況等の評価	4
(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置	10
(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー）を受けた年月	10
(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認	10
5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項	10
(1) 当該業務の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称	10
(2) 当該業務上の提携を開始した年月	10
(3) 当該業務上の提携の内容	10
6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項	10
(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称	11
(2) 当該業務上の提携を開始した年月	11
(3) 当該業務上の提携の内容	11
(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要.....	11

二. 社員の概況.....	12
1. 社員の数	12
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成	12
三. 事務所の概況.....	12
四. 監査法人の組織の概要.....	14
五. 財産の概況.....	15
1. 売上高の総額	15
2. 直近の二会計年度の計算書類	15
3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書	15
4. 供託金等の額	15
5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容	15
六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称	16

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

財務書類の監査又は証明

財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談

(2) 監査法人の沿革

1975年4月 1日	文京区本郷に聖橋監査法人を設立。
	大阪市東区に近畿第一監査法人を設立。
1982年8月 17日	中央区八重洲に明治監査法人を設立。
2004年3月 3日	新宿区西新宿にアーク監査法人を設立。
2016年1月 4日	明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人に名称変更。
2016年7月 1日	聖橋監査法人と明治アーク監査法人が合併。
2019年7月 1日	有限責任監査法人に移行し、法人名称を明治アーク監査法人からアーク有限責任監査法人に変更。
2020年7月 1日	近畿第一監査法人と合併。現在に至る。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当社は、公認会計士法第1条の3第4項に規定する有限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当社の目的である財務諸表の監査又は証明の業務としては、金融商品取引法監査、会社法監査及び学校法人監査等の法定監査のほか、法律に基づかない任意監査を行っております。

当年度の被監査会社は、前年度に比して金商法・会社法監査が6社増加し、会社法監査が5社増加、その他の法定監査が1社減少いたしました。なお、その他の任意監査は1社増加いたしました。この結果、監査対象会社等の数は124社となり、監査証明業務収入は24億96百万円（前期比9.1%増加）となりました。

また、財務書類の調製又は財務に関する調査、立案若しくは相談の業務（非監査業務）としては、IPO（株式公開）を前提とした財務アドバイザリー業務やAUP（合意された手続業務）等の業務を行っております。

当年度の非監査業務を行った会社は4社増加した結果、非監査業務提供会社数は35社となりました。この結果、非監査業務収入は76百万円（前期比34.4%増加）となりました。

以上の結果、当年度の業務収入は25億73百万円（前期比9.7%増加）となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

従来から使用していた電子監査調書システム（Caseware）に代わる、独自に開発した新電子監査調書システムADAMS（アダムス、Audit Documentation Archive and Management Systemの略称 登録商標第6953779号）の開発が完了し、2025年6月より稼働を開始いたしました。

2025年6月23日開催の定時社員会において、静岡オフィスに新たに管理社員を任

命し、2025年7月1日付けで従たる事務所の登記を行う決議を行いました。これにより、2025年7月1日付けで当社の組織図が変更になっております。

(3) 監査証明業務の状況

2025年6月30日現在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	64 社	64 社
② 金商法監査	一社	一社
③ 会社法監査	30 社	3 社
④ 学校法人監査	5 社	一社
⑤ 労働組合監査	7 社	一社
⑥ その他の法定監査	4 社	2 社
⑦ その他の任意監査	14 社	一社
計	124 社	69 社

(4) 非監査証明業務の状況

実施区分	対象会社等の数	
	総数	内大会社等の数
非監査証明業務	35 社	5 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当社は、投資家保護の目的のために、適正な企業財務情報開示を担保するという、社会的要求に応えるべく、適正な監査を実施することを経営理念としております。このような理念の実現に向けて、被監査会社をはじめとする各ステークホルダーから、堅い監査判断をする監査法人と言われることを目指しています。このためには、

- 監査チームが、絶対に監査事故を起こさないという緊張感を持ち、監査品質を重視した監査を継続的に実践する姿勢を維持する。
- 社会環境が変化すれば、監査の視点や監査の手法も変化するため、社会環境の変化に対応した監査の実施を目指す。
- 今後、人口の減少によって監査従事者人口も減少が見込まれるため、監査の効率化が必要であり、AIを活用することによる効率化も考えられるが、被監査会社の経営環境に関する経営者との対話を通じた監査人の理解を重視する。

という基本方針に基づき経営を行っております。

② 経営管理に関する措置

経営管理は理事会を中心に行っております。理事会の構成員がそれぞれの管掌を受け持ち、経営の重要事項に関しては理事会決議の下に意思決定を行っております。理事長が理事会の全体を掌握しており、当社の業務運営及び経営管理の全責任は理事長が負っております。

理事会を構成する理事は、3年毎に実施される総社員による選挙によって選任されます。

当社の最高意思決定機関は社員会であり、社員会で決定する重要事項が定められています。また、社員会は理事会の運営を監視する組織としても位置付けられています。そのため、理事会は社員会において監査法人運営の業務執行状況を報告する必要があることから、決議する議案がない場合であっても、社員会は年に6回、偶数月に開催しております。

さらに、当社では3名で構成される監事会を設置しており、監事の過半数は監査及び証券市場に知見のある社外見識者によって構成されています。監事会は、事業年度開始後に年間の監査計画を作成して、監事による業務監査を実施しております。

監事は、理事会に出席し、理事等による業務運営が適切であるかどうかを監視し、監査法人の運営状況についての客観的な意見を述べています。

また、当社の経営管理において不適切な行動が見受けられ、また法令遵守の監視制度が適切に行われていないと認められた場合には、顧問弁護士に通報が可能な制度を設けております。

③ 法令遵守に関する措置

社員及び職員の業務が法令及び定款に適合することを確保するため、各種規程を制定するとともに、研修を通じて周知しております。また、社員及び職員による法令等の違反行為又は違反するおそれのある行為に関して、内部通報制度や外部通報制度を整備しており、法令順守の実効性を担保しております。

監査証明を行うに当たって、法令違反等事実を発見した場合、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、被監査会社に書面で通知することとし、通知日から一定期間経過後、なお是正が図られず財務書類の適正性確保に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める場合であり、かつ、重大な影響を防止する必要があると認めるときは、当該事項に関する意見を当局に申し出ることにしております。

また、法令違反等事実が判明した場合は、遅滞なく理事会等により検討することとしております。

④ その他

当社では、情報セキュリティ強化の一環として、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の国際規格（ISO/IEC27001：2022）の認証を取得しております。ISMSのリスク対応策の運用状況は、内部監査担当者3名による内部監査を実施し、理事長へ結果報告がなされています。

また、独立したISMS認証機関による審査を毎年受審しております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当社は、監査業務の品質管理を行う専任の部署として品質管理部を設置しております。品質管理部は、「四. 監査法人の組織の概要」の組織図に示されているように監査業務部とは独立した組織であります。品質管理部は、専属のメンバーとして代表社員1名、社員2名、シニアマネージャー1名、スタッフ2名で構成されてお

ります。

- ② 専任の部門又は専任者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

当社の品質管理部は全員が専任者であり、上場会社等の財務書類に係る監査を実施している監査業務部との兼任は一切行わないという方針の下に、独立性の確保を行っております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

- ① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年6月30日

- ② 業務の品質の管理の目的

当社が実施する業務に関して、以下の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用しております。

- 当社及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- 当社又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

- ③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当社では職業倫理に関しては、我が国の法令及び日本公認会計士協会により定められた倫理諸規則に従った規程及びそのマニュアルを制定しております。

（社員及び補助者等のローテーション）

- A) 同一の社員が監査業務を継続的に実施できる期間は、原則として指定有限責任社員のうち上位者は5会計期間とし、その後5会計期間は指定有限責任社員又は審査員になることができません。また、指定有限責任社員が2名以上の場合における上位者以外の指定有限責任社員は、監査業務を継続して実施できる期間は7会計期間とし、その後の2会計期間は指定有限責任社員又は審査員になることができないものとしております。
- B) 監査業務に関する主要な担当者が同一の監査業務を継続的に実施できる期間は9会計期間として、その後は同監査業務の補助者となることはできないものとしています。なお、IT専門家についても同様に9会計期間としていますが、やむを得ない事情がある場合は、2年間の猶予期間を与えております。
- C) 監査業務に関する審査員は、その審査業務が継続的に実施できる期間は5会計期間とし、その後5会計期間は、同監査業務の指定有限責任社員又は審査員になることができないものとしております。

（インサイダー取引の防止）

当社では、NISA及びつみたてNISA並びにiDeCo以外の投資は、原則として認めておりません。入社前から保有しており、やむを得ない事情により入社までに処分できない場合には、例外的に入社後に処分することは認めますが、新たな投資は認めておりません。

このように投資を制限しておりますが、インサイダー取引を防止する目的で「インサイダー取引防止規程」を制定し、同規程に基づき「インサイダー取引防止に関する宣誓書」を全ての社員及び非常勤者を含む職員から毎年入手し、研修を実施しております。

また、例外的に容認されている投資を行っている社員及び非常勤者を含む職員に対しては、年間の取引状況及び残高について品質管理部がモニタリングを行っております。

（情報セキュリティ）

情報セキュリティの方針については、「情報システム管理規程」で規定するとともに、情報セキュリティに係る担当部署、責任者、インシデント発生時の対応手続など、情報セキュリティに係る個々の管理策を「情報システム管理マニュアル」で規定しております。また、年次で全ての社員及び非常勤者を含む全ての職員から情報セキュリティポリシー遵守に係る「宣誓書」を入手するとともに、貸与PCに対してITサポートグループがサンプリングによるセキュリティチェックを行い、情報セキュリティポリシーの遵守状況を確認しております。さらに、情報セキュリティ教育により意識を向上させております。

全ての構成員に対して標的型攻撃を想定したメールを送信し、開封してしまった者に対して追加の研修を行うことで、セキュリティ意識の向上を図る訓練を年2回の頻度で実施しております。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当社は、業務に係る契約の締結に先立ち、利害関係の有無を調査するとともに、業務リスクを検討した後に、受嘱審議委員会が契約の締結を承認することとしております。また、契約の更新には審査員の承認を要することとしております。

当社が提供できる業務が専門性を満たし、法的及び規制上の要求事項等を満たすものであることを確認し、その結果、適切に業務の遂行が達成できる場合に、業務に係る契約の締結や更新を行うこととしております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

当社では、社員評価を含む品質管理に関して、レポーティング・ラインを設置しています。このレポーティング・ラインは、監査品質の最終責任を負うこととなる理事長と品質管理システムの整備、運用の責任者である品質管理担当理事及び組織運営委員会担当理事のみがアクセスできます。

組織運営委員会が業務を担当するチームの組成及び審査員の指名を行い、理事会に報告しております。その指名において、組織運営委員会ではレポーティング・ラインによる人的評価に基づいて、被監査会社及び業務内容の難易度評価に適合したチーム組成及び審査員の指名を行っております。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

（ア）社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬決定は、人事考課に基づいて行われております。毎年、「社員人事考課システムについて」という標題の通知書を理事長が全社員に示した上で、当社の社員評価方法によって社員の人事考課を行っております。

社員の人事考課は、各社員の監査品質の程度やリーダーシップその他の人事考課要素により行われ、その結果をもって社員報酬が決定されています。なお、人事考課においては、監査品質の程度が適切であることを重視しております。

この社員評価方法が適切かどうかについて、独立した第三者の監事から意見をいただいております。

(イ) 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当社は、専門要員の能力を維持・向上するために、継続的な職業的専門家としての能力開発を行っております。教育・訓練に関する研修計画は研修委員会が立案し、理事会において審議を行い決定しております。

研修計画立案に際しては、「監査品質の向上を図る研修の充実」及び「ランク別研修の充実」並びに「サステナビリティ情報及びその保証に関する研修の充実」を重視しております。

また、監査品質の維持・向上に必要となる、現行の監査の基準が求める水準の理解を確実なものとするために、常に日本公認会計士協会の品質管理レビューアーとして1名を出向させております。

(ウ) その他

(職員の採用及び評価)

当社では、専門職員採用マニュアルと事務管理部職員採用マニュアルを定めており、具体的な採用基準に沿った人員採用を行っております。また、毎年の採用人員の決定は、事業計画によって策定された人員計画に従って行っております。

職員の人事考課は、毎年、人事考課方法に関して全ての従業員を対象に説明を行い、人財の士気を高めるような監査品質に対する評価に重点を置いた人事評価制度を整備・運用しております。評価に当たっては、評価に偏りがないように複数人による評価を行っております。

(テクノロジー資源及び知的資源の取得又は開発、維持及び利用に関する方針又は手続)

当社は、品質管理システムの運用及び監査業務の実施・遂行を可能なものとするために、適切なテクノロジー資源を取得又は開発し、利用しております。

また、知的資源についても同様であり、職業的専門家としての基準及び適用される法令等と整合していることを確認の上、当社の監査手法を定めているマニュアルや監査ツール及びその他のガイダンス等を社内開発し、全ての専門要員が利用できるようになっております。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

当社は、監査上の諸問題の解決に必要であると判断された場合、専門的な見解の問合せを行うことを定めております。この場合、監査チームは審査員と協議の上、問合せを実施しますが、その方針及び手続については、「専門的な見解の問合せマニュアル」に定めております。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

業務執行社員は、監査チーム内若しくは審査員との間の判断が相違する場合、又は専門的な見解の問合せの結論と業務執行社員の結論が異なる場合には、「審査規程」、「専門的な見解の問合せマニュアル」及び「上級審査マニュアル」に記載された方法及び手続に従わなければならない、上級審査を受審した場合は、業務執行社員は上級審査の決議に従って監査意見を表明しなければならないこととなっております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当社の全ての監査業務は、監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、原則として審査を受審しなければならない、監査業務に係る審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないものとしております。

監査業務に係る審査に関する方針及び手続として、「審査規程」及び「審査マニュアル」において、審査担当者の適格性、審査時の実施事項及び審査に関する文書化を定めております。

また、当社では審査時間ガイドラインを定めており、監査計画時点から意見表明までの各段階に応じ、会社の規模や監査の種類その他の区分により目安としての審査時間を示すことにより、十分な審査時間を確保しております。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当社では、2020年より全ての監査業務に電子監査調書システム「Caseware Working Papers」(Caseware International Inc.)を導入していましたが、2025年6月からは、社内で独自にシステム開発した電子監査調書システムADAMS (Audit Documentation Archive and Management System)を使用しております。これにより、より効率的に監査調書を管理することが可能となっております。

また、監査報告書日後に実施できる監査調書の修正は事務的な作業に限定しており、不適切な修正が行われていないかを品質管理部がモニタリングしております。

監査調書の最終的な整理期限は、監査報告書日から30日後として設定しております。ADAMSでは、一度アーカイブした監査ファイルは修正等の作業を一切できないシステムとなっております。アーカイブ後に修正の必要性が生じた場合には、品質管理部に修正理由と履歴を記載した書面を提出する必要があります。

(オ) その他

(監査ツール開発)

監査業務における作業の標準化や自動化を推進し、データの入手から加工、分析業務等の作業時間の効率化を図っております。

リスク評価手続では、自社開発した不正リスクスコアリングツールやモダンEXCELなど他社のツールを利用しており、リスク対応手続においては、自社開発したサンプリングツールやプロパティ情報一括取得ツールなどを活用しており、DXを利用した監査を行っております。

（リスク情報の把握）

品質管理部が期初の段階において契約リスク判定シートを監査チームから入手し、判定が適切に行われているかを確認しております。

その後、監査チームが、監査の過程で重要なリスク情報を識別した場合や、自社開発した不正リスクスコアリングツールを活用した不正リスク評価の結果、重要なリスク情報を識別した場合は、品質管理部に報告することにより、品質管理部でリスク情報を収集する体制となっております。

（確認手順の電子化）

確認手順に要する時間を低減するために、会計監査確認センター合同会社を利用した確認手順を拡大しております。

力. 業務に関する情報の収集及び伝達

業務に関する情報の収集及び伝達に関する品質目標としては、以下の事項が重要だと認識しています。

- (ア) 情報システムが、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、補足し、処理し、維持すること。
- (イ) 当社の組織風土が、コミュニケーションの重要性を全専門要員に認識させ強化するものであること。
- (ウ) 関連性のある信頼性の高い情報が、監査チームを含む当社全体で交換されていること。
- (エ) 関連性のある信頼できる情報が、外部の関係者にも伝達されていること。

このような認識の下で、当社は品質管理システムを支える方針、手順、ガイダンス等に対して、業務に関連する専門要員全員がアクセス可能な環境を維持しております。

当社の全ての専門要員は、オープンで相談しやすい社風を醸成することが要請されております。

全ての専門要員は、品質管理システムの運用に関連する情報を、他の監査チームのメンバーと交換することが求められております。

当社の品質管理システムの運用に関する情報は、品質管理部から適時に発信・伝達されております。なお、外部のサービス・プロバイダーを利用する場合は、品質管理システムの関連する要素を伝達し、その遵守を確認することとしております。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当社が後任監査人の場合、会社から監査人予定者の指定に関する通知書を入手した後に、前任監査人に監査業務の引継を要請し前任監査人への質問及び前任監査人の監査調書の閲覧による引継を実施することとしております。

実施した監査業務の引継の内容については、記録を作成して前任監査人との相互確認を行った後に、受嘱審議委員会が引継の内容及び受嘱を承認するとともに、品質管理部が引継に関する記録を保管することとしています。

当社が前任監査人として会社から監査人予定者の指定に関する通知書を受け取った場合、又は当社が監査契約の締結の辞退若しくは監査契約の解除を行う場合は、監査人予定者が監査契約の締結の可否の判断及び監査を実施する上で有用な情報を誠実かつ明確に監査人予定者に適時に提供することとしております。また、監査人

予定者が監査契約の締結の可否を判断する前に知っておく必要があると当社が判断した違法行為又はその疑いに関する全ての事実と情報を監査人予定者に提供することとしております。さらに、当社が監査の過程で識別した重要な事項を、監査人予定者に伝達することとしております。

品質管理担当理事は、上記の書類の査閲によって、監査業務の引継が適切に行われたことを確かめております。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当社は、監査業務の社会的重要性に鑑みて監査業務の品質管理を重視しており、品質管理システムに関して、理事長が最終的な責任を負っております。

また、品質管理システムに関する整備及び運用に関する責任は品質管理担当理事が負っております。これに加え、各業務プロセスにおける品質管理に関する責任は管掌する理事が負っております。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当社は、品質管理システムの実行に当たり、目標設定、リスクの識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施に関して、「監査品質マネジメントマニュアル」を制定しております。

理事長がリスク評価を主導し、セルフアセスメントシートに基づき、監査業務部担当理事が監査品質マネジメントシステムのモニタリング及び改善プロセスの運用を行っております。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当社は、「監査品質マネジメントマニュアル」に示されているセルフアセスメントシートにより、監査業務部担当理事がモニタリングを行い、モニタリングを踏まえた必要な措置は、理事長及び品質管理担当理事に報告がなされ、必要と認められた改善措置をその都度実施しております。

なお、セルフアセスメントシートは、継続的に見直しを行い、監査環境の変化に対応できるものとすることを基本としております。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

監査業務部担当理事が、セルフアセスメントシートにより事業年度を通じてモニタリングを行うとともに、不備が識別された場合には、その重要性和広範性を勘案して、根本原因に応じて識別された不備に対処するための是正措置を講じております。

理事長は、これらのプロセスの結果を踏まえて、2025年6月30日を評価基準日とする評価を実施した結果、当社の品質管理システムは、その目的が達成されているという合理的な保証を当社に提供していると評価しております。

このセルフアセスメントシートによる確認点検作業は、事業年度を通じて実施されていますが、不備があった場合は、迅速に理事長及び品質管理担当理事に報告され、理事会を通じて改善されております。

なお、品質管理システムによって、監査品質リスクが許容可能な低いレベルまで低減されている場合には、合理的な保証が得られますが、品質管理システムでは固有の限界もあるため、合理的な保証は絶対的なものではありません。

- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容
- 該当事項はありません。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査業務の複雑化に対処するため、当社では特定社員制度を採用しておりますが、特定社員は補助者として特定の専門分野に携わる場合を除き、監査証明業務を執行してはならないと規定しております。

また、社員会及び理事会のメンバーのうち特定社員の占める割合を25%以下としており、公認会計士である社員以外の者が社員会の議長及び理事長となることを禁止しております。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー）を受けた年月
- 2023年12月（通常レビュー）

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

理事長である三浦昭彦は、品質管理担当理事から毎月1度報告を受けるとともに、監事会より監査の報告を受けております。

これらにより、当社の第44期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）の業務の品質管理の方針策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

- (1) 当該業務の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
- 該当事項はありません。

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月
- 該当事項はありません。

- (3) 当該業務上の提携の内容
- 該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財

務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
Kreston International Limited
- (2) 当該業務上の提携を開始した年月
2015 年 10 月
- (3) 当該業務上の提携の内容
ネットワーク・ファームとして、当社の被監査会社の海外子会社等のうち、監査の作業を実施する構成単位に対する監査依頼を中心とした業務提携。
- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要
Kreston Global のネットワーク・ファームとして、レターヘッドや名刺に表記することが許可されるとともに、ロゴマークの使用も許可されております。
ただし、Kreston Global の監査メソドロジー等の使用は強制されていません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
50 人	1 人	51 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
理事会	理事会規程による意思決定事項	8 人	一人	8 人
社員会	社員会規程による意思決定事項	50 人	1 人	51 人

(注) 理事会の構成員は代表社員であり、社員会の構成員でもあります。

三. 事務所の概況

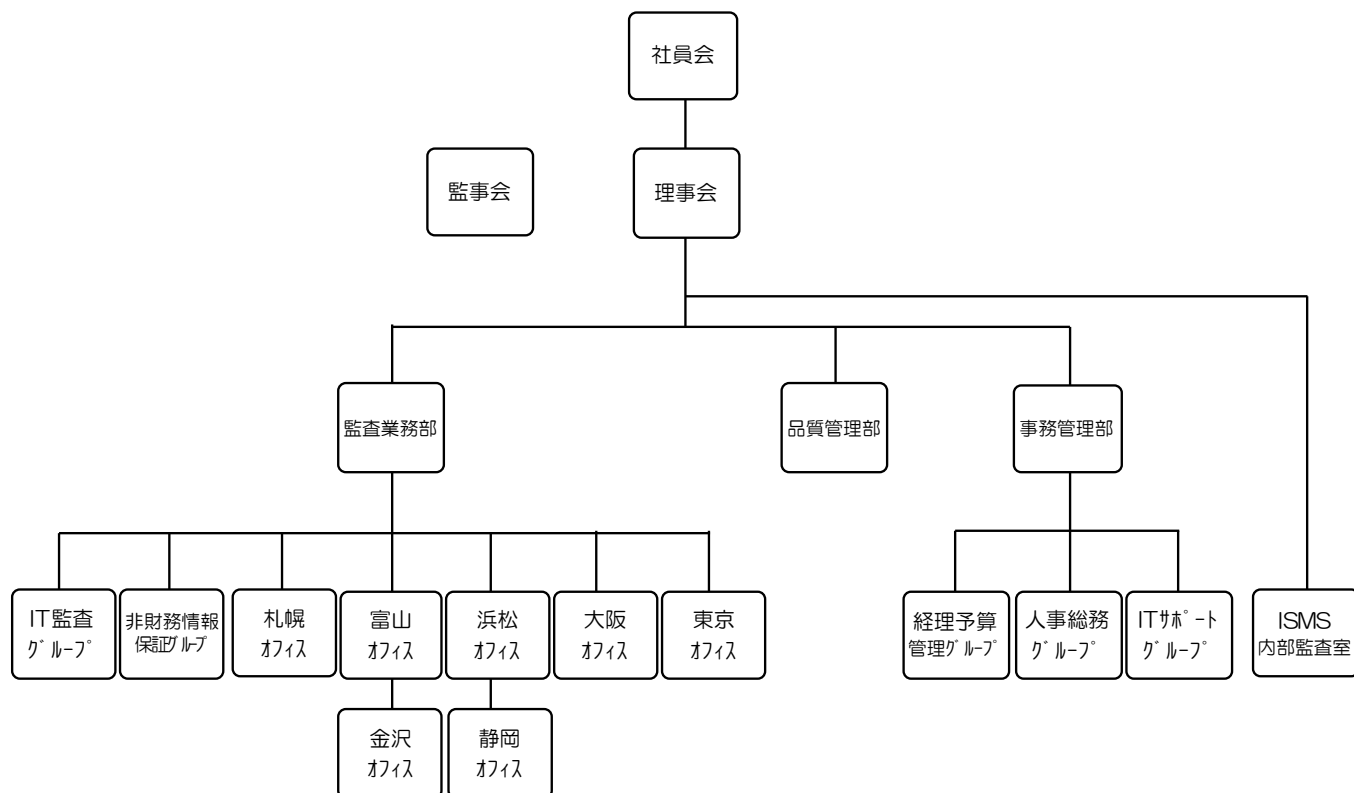
名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数							
		社員			使用人の数				計
		公認 会計士	特定 社員	計	公認 会計士	公認会 計士試 験合格 者等	監査補助 アシスタ ント等	その他 の事務 職員等	
(主) 東京オフィス	東京都新宿区西 新宿一丁目 23 番 3 号	41 人	1 人	42 人	31 人 (7)	32 人 (-)	29 人 (-)	14 人 (2)	148 人 (9)
(従) 浜松オフィス	静岡県浜松市中 央区鍛冶町 140 番地	2 人	-	2 人	3 人 (6)	4 人 (-)	3 人 (-)	- 人 (-)	12 人 (6)
(従) 札幌オフィス	北海道札幌市中 央区北一条東二 丁目 5 番地 2	3 人	-	3 人	1 人 (4)	2 人 (-)	1 人 (-)	- 人 (-)	7 人 (4)
(従) 大阪オフィス	大阪府大阪市 中央区谷町一丁目 2 番 6 号	2 人	-	2 人	3 人 (1)	5 人 (-)	1 人 (-)	- 人 (-)	11 人 (1)
(従) 富山オフィ ス	富山県富山市本 町 9 番 10 号	2 人	-	2 人	3 人 (4)	- 人 (-)	2 人 (-)	- 人 (-)	7 人 (4)
計		50 人	1 人	51 人	41 人 (22)	43 人 (-)	36 人 (-)	14 人 (2)	185 人 (24)

- (注) 1. 括弧書きは、非常勤職員で外数であります。
2. 上記のほかに浜松オフィスの従たる事務所で支店登記をしていない静岡オフィス及び金沢オフィスがありますが、静岡オフィスの人員は、浜松オフィスに含めて表示しており、金沢オフィスの人員は富山オフィスに含めて表示しております。なお、静岡オフィスは 2025 年 7 月 1 日で支店登記をしております。

四. 監査法人の組織の概要

組織図

2025 年 6 月 30 日現在



経営の実効性の発揮を支援する機能の確保については、一. 4. (1) ②に記載のとおりであります。

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第43期 (2023年7月1日から 2024年6月30日まで)	第44期 (2024年7月1日から 2025年6月30日まで)
売上高		
監査証明業務	2,287,867	2,496,590
非監査証明業務	57,153	76,832
合 計	2,345,020	2,573,422

2. 直近の二会計年度の計算書類

別添の「計算書類」のとおりであります。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

添付の「計算書類」のとおりであります。

4. 供託金等の額

公認会計士法施行令第25条に規定する供託金の額	110,000 千円
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	110,000 千円
保証委託契約の契約金額	—
有限責任監査法人責任保険契約の填補限度額（1 事故/ 期間中）	—

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

- (1) 大日本印刷株式会社
- (2) タカラスタANDARD株式会社
- (3) 科研製薬株式会社
- (4) 株式会社小糸製作所
- (5) リズム株式会社
- (6) 株式会社ティラド
- (7) 株式会社東光高岳
- (8) 株式会社河合楽器製作所
- (9) 岡部株式会社
- (10) ニチモウ株式会社
- (11) 三光合成株式会社
- (12) 株式会社エコス
- (13) 株式会社パイロットコーポレーション
- (14) 株式会社北里コーポレーション
- (15) 日産東京販売ホールディングス株式会社
- (16) 株式会社精工技研
- (17) ロンシール工業株式会社
- (18) 東洋電機製造株式会社
- (19) 株式会社ニッピ
- (20) 株式会社ニレコ
- (21) 丸善 CHI ホールディングス株式会社
- (22) 北海道コカ・コーラボトリング株式会社
- (23) ナラサキ産業株式会社
- (24) 株式会社大冷
- (25) タケダ機械株式会社
- (26) 高砂鐵工株式会社
- (27) イワブチ株式会社
- (28) 株式会社日本ピグメントホールディングス
- (29) 株式会社タカキタ
- (30) 株式会社ユニリタ
- (31) 株式会社マキヤ
- (32) 株式会社白鳩
- (33) トーソー株式会社
- (34) 株式会社ディーエムエス
- (35) 滝沢ハム株式会社
- (36) 株式会社ティムコ
- (37) 株式会社ホクリヨウ
- (38) フロイント産業株式会社
- (39) 日本化学産業株式会社
- (40) 株式会社アビスト
- (41) 株式会社ヤマザキ
- (42) アゼアス株式会社
- (43) 株式会社宇野澤組鐵工所
- (44) 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

- (45) 株式会社重松製作所
- (46) 田中精密工業株式会社
- (47) 株式会社アルバイトタイムス
- (48) 株式会社パピレス
- (49) 日本プリメックス株式会社
- (50) 株式会社ヒップ
- (51) 株式会社ジオコード
- (52) 株式会社ジェーソン
- (53) アトムリビンテック株式会社
- (54) SCAT 株式会社
- (55) 株式会社アルマード
- (56) 株式会社桜井製作所
- (57) 株式会社光陽社
- (58) 楽待株式会社
- (59) 株式会社歯愛メディカル
- (60) 株式会社ジェノバ
- (61) 株式会社コラボス
- (62) 株式会社インターネットインフィニティー
- (63) 株式会社 pluszero
- (64) 株式会社ロジネットジャパン
- (65) 株式会社毎日新聞社
- (66) 全管協れいわ損害保険株式会社
- (67) 株式会社ニッセンホールディングス
- (68) 国立大学法人旭川医科大学
- (69) 北海道公立大学法人札幌医科大学

<別添>

第 44 期

計算書類

〔 2024 年 7 月 1 日から
2025 年 6 月 30 日まで 〕

アーク有限責任監査法人

貸借対照表

(単位：千円)

科目	前会計年度 (2024年6月30日)	当会計年度 (2025年6月30日)	科目	前会計年度 (2024年6月30日)	当会計年度 (2025年6月30日)
【資産の部】			【負債の部】		
流動資産	558,769	609,464	流動負債	315,210	304,462
現金及び預金	462,284	508,768	一年内返済予定長期借入金	35,692	21,660
業務未収入金及び契約資産	79,888	77,531	未払金	95,405	76,871
未成業務支出金	901	1,357	未払法人税等	35,737	37,611
その他流動資産	16,195	22,306	未払消費税等	54,899	50,383
貸倒引当金	△500	△500	契約負債	53,876	61,935
固定資産	209,167	244,276	預り金	28,849	43,999
有形固定資産	52,069	65,409	賞与引当金	10,750	12,000
建物附属設備	39,322	54,510	固定負債	226,132	241,676
器具及び備品	12,747	10,899	長期借入金	54,900	33,240
無形固定資産	11,486	22,849	職員退職給付引当金	33,180	38,484
ソフトウェア	1,847	22,607	社員等退職慰労引当金	119,792	151,692
ソフトウェア仮勘定	9,397	—	その他固定負債	18,260	18,260
その他	241	241	負債合計	541,342	546,138
投資その他の資産	145,611	156,017	【純資産の部】		
長期預け金	100,000	110,000	社員資本	226,594	307,602
繰延税金資産	16,974	21,578	資本金	80,000	80,000
その他	28,636	24,438	資本剰余金	53,883	53,883
			資本準備金	45,000	45,000
			その他資本剰余金	8,883	8,883
			利益剰余金	92,710	173,718
			その他利益剰余金	92,710	173,718
			繰越利益剰余金	92,710	173,718
			純資産合計	226,594	307,602
資産合計	767,936	853,740	負債及び純資産合計	767,936	853,740

損益計算書

(単位：千円)

科目	前会計年度		当会計年度	
	(2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日)		(2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日)	
業務収入		2,345,020		2,573,422
業務費用				
人件費	1,877,113		2,011,508	
賃貸施設関連費用	117,519		122,566	
研修関連費用	13,633		12,563	
IT 及び通信費	98,045		121,173	
その他業務費用	166,953		165,258	
合計	2,273,265		2,433,070	
期首末成業務支出金	1,933		901	
期末末成業務支出金	△901	2,274,298	△1,357	2,432,614
営業利益		70,722		140,807
営業外収益				
受取利息	4		165	
その他営業外収益	297	301	1,278	1,443
営業外費用				
支払利息	1,145		835	
寄付金	100		200	
その他営業外費用	284	1,530	257	1,293
経常利益		69,493		140,958
特別損失				
固定資産除却損	—	—	1,752	
減損損失	—	—	7,172	8,924
税引前当期純利益		69,493		132,033
法人税、住民税及び事業税		35,738		55,628
法人税等調整額		△3,379		△4,603
当期純利益		37,133		81,008

社員資本等変動計算書

前会計年度（2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで）

（単位：千円）

	社 員 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		社 員 資 本 合 計	純 資 産 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 の 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
					繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	50,000	63,000	8,883	71,883	55,576	55,576	177,460	177,460
当期変動額								
資本剰余金から 資本金への振替	30,000	△30,000	—	△30,000	—	—	—	—
社員出資金増加	—	22,000	—	22,000	—	—	22,000	22,000
社員出資金減少	—	△10,000	—	△10,000	—	—	△10,000	△10,000
当期純利益	—	—	—	—	37,133	37,133	37,133	37,133
当期変動額合計	30,000	△18,000	—	△18,000	37,133	37,133	49,133	49,133
当期末残高	80,000	45,000	8,883	53,883	92,710	92,710	226,594	226,594

当会計年度（2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）

（単位：千円）

	社 員 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		社 員 資 本 合 計	純 資 産 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 の 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
					繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	80,000	45,000	8,883	53,883	92,710	92,710	226,594	226,594
当期変動額								
資本剰余金から 資本金への振替	—	—	—	—	—	—	—	—
社員出資金増加	—	—	—	—	—	—	—	—
社員出資金減少	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	81,008	81,008	81,008	81,008
当期変動額合計	—	—	—	—	81,008	81,008	81,008	81,008
当期末残高	80,000	45,000	8,883	53,883	173,718	173,718	307,602	307,602

注記表

前会計年度 (2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで)	当会計年度 (2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで)
当社の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。 I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 出資金は移動平均法に基づく原価法によっております。 (2) 未成業務支出金は個別法による原価法によっております。 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産・・・定率法 ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 (2) 無形固定資産・・・定額法 なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、ソフトウェア（社内利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当会計年度負担額を計上しております。 (3) 職員退職給付引当金 職員の退職金の支給に備えるため、当会計年度末における退職給付債務(簡便法による期末自己都合要支給額)に基づき計上しております。 (4) 社員等退職慰労引当金 社員等の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 4. 収益及び費用の計上基準 当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業	当社の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。 I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 同左 (2) 同左 2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 同左 同左 (2) 無形固定資産 同左 同左 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 職員退職給付引当金 同左 (4) 社員等退職慰労引当金 同左 4. 収益及び費用の計上基準 同左

前会計年度 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)	当会計年度 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)																												
における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 取引の対価は履行義務を充足してから概ね3ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。 監査業務及び一部のその他業務は、業務の進捗に応じて履行義務を充足していくと判断しております。そのため、原則として履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度は見積総費用に対する実際の発生費用の割合に基づき算定しております。																													
II. 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産の減価償却累計額 54,207 千円																													
III. 損益計算書に関する注記 1. 業務収入の内訳 <table> <tr> <td>監査収入</td><td>2,287,867 千円</td></tr> <tr> <td>その他収入</td><td>57,153 千円</td></tr> </table>		監査収入	2,287,867 千円	その他収入	57,153 千円																								
監査収入	2,287,867 千円																												
その他収入	57,153 千円																												
IV. 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産の発生の主たる原因 <table> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr> <td>社員等退職慰労引当金</td><td>41,448 千円</td></tr> <tr> <td>職員退職給付引当金</td><td>10,785</td></tr> <tr> <td>長期未払金</td><td>4,933</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>4,277</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>9,008</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>3,663</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,853</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>77,970</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異等の合</td><td>60,995</td></tr> <tr> <td>計に係る評価性引当額</td><td></td></tr> <tr> <td>評価性引当額小計</td><td>60,995</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>16,974</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>16,974</td></tr> </table>		繰延税金資産		社員等退職慰労引当金	41,448 千円	職員退職給付引当金	10,785	長期未払金	4,933	賞与引当金	4,277	資産除去債務	9,008	未払事業税	3,663	その他	3,853	繰延税金資産小計	77,970	将来減算一時差異等の合	60,995	計に係る評価性引当額		評価性引当額小計	60,995	繰延税金資産合計	16,974	繰延税金資産の純額	16,974
繰延税金資産																													
社員等退職慰労引当金	41,448 千円																												
職員退職給付引当金	10,785																												
長期未払金	4,933																												
賞与引当金	4,277																												
資産除去債務	9,008																												
未払事業税	3,663																												
その他	3,853																												
繰延税金資産小計	77,970																												
将来減算一時差異等の合	60,995																												
計に係る評価性引当額																													
評価性引当額小計	60,995																												
繰延税金資産合計	16,974																												
繰延税金資産の純額	16,974																												
V. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針																													
II. 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産の減価償却累計額 62,096 千円																													
III. 損益計算書に関する注記 1. 業務収入の内訳 <table> <tr> <td>監査収入</td><td>2,496,590 千円</td></tr> <tr> <td>その他収入</td><td>76,832 千円</td></tr> </table>		監査収入	2,496,590 千円	その他収入	76,832 千円																								
監査収入	2,496,590 千円																												
その他収入	76,832 千円																												
IV. 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産の発生の主たる原因 <table> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr> <td>社員等退職慰労引当金</td><td>52,485 千円</td></tr> <tr> <td>職員退職給付引当金</td><td>12,620</td></tr> <tr> <td>長期未払金</td><td>4,933</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>4,774</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>10,415</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>3,915</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>6,414</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>95,560</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異等の合</td><td>73,981</td></tr> <tr> <td>計に係る評価性引当額</td><td></td></tr> <tr> <td>評価性引当額小計</td><td>73,981</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>21,578</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>21,578</td></tr> </table>		繰延税金資産		社員等退職慰労引当金	52,485 千円	職員退職給付引当金	12,620	長期未払金	4,933	賞与引当金	4,774	資産除去債務	10,415	未払事業税	3,915	その他	6,414	繰延税金資産小計	95,560	将来減算一時差異等の合	73,981	計に係る評価性引当額		評価性引当額小計	73,981	繰延税金資産合計	21,578	繰延税金資産の純額	21,578
繰延税金資産																													
社員等退職慰労引当金	52,485 千円																												
職員退職給付引当金	12,620																												
長期未払金	4,933																												
賞与引当金	4,774																												
資産除去債務	10,415																												
未払事業税	3,915																												
その他	6,414																												
繰延税金資産小計	95,560																												
将来減算一時差異等の合	73,981																												
計に係る評価性引当額																													
評価性引当額小計	73,981																												
繰延税金資産合計	21,578																												
繰延税金資産の純額	21,578																												
V. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針																													

前会計年度 (2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで)	当会計年度 (2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで)																								
当社は、公認会計士法第 2 条第 1 項に関する業務を行うための事業計画に照らして、必要と認められる資金を銀行借入金により調達しております。一時的な余剰資金は、金融資産の運用は行わない方針であります。 また、長期預け金は当社が有限責任監査法人のため、法務局へ差し入れている供託金であります。	同左																								
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である業務未収入金は、クライアントの信用リスクに晒されています。また、営業債務である未払金は、その大半が 1 か月程度の支払期日でありますが、銀行からの借入金は長期の約定による返済であります。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左																								
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 当社は信用リスクの程度を監査契約時等に検討しており、契約書に基づく債権管理を行っております。また、銀行からの借入に際しては、金融市場動向を注視しつつ契約を行っており、デリバティブ契約は行わない方針であります。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左																								
2. 金融商品の時価等に関する事項 2024 年 6 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は以下のとおりであります。 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>貸借対照表 計上額</td><td>時価</td><td>差額</td></tr><tr><td>(1)長期預け金</td><td>100,000</td><td>80,307</td><td>△19,692</td></tr><tr><td>(2)一年内返済予定長期借入金及び長期借入金</td><td>90,592</td><td>90,075</td><td>△516</td></tr></table>		貸借対照表 計上額	時価	差額	(1)長期預け金	100,000	80,307	△19,692	(2)一年内返済予定長期借入金及び長期借入金	90,592	90,075	△516	2. 金融商品の時価等に関する事項 2025 年 6 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は以下のとおりであります。 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>貸借対照表 計上額</td><td>時価</td><td>差額</td></tr><tr><td>(1)長期預け金</td><td>110,000</td><td>82,310</td><td>△27,689</td></tr><tr><td>(2)一年内返済予定長期借入金及び長期借入金</td><td>54,900</td><td>54,715</td><td>△184</td></tr></table>		貸借対照表 計上額	時価	差額	(1)長期預け金	110,000	82,310	△27,689	(2)一年内返済予定長期借入金及び長期借入金	54,900	54,715	△184
	貸借対照表 計上額	時価	差額																						
(1)長期預け金	100,000	80,307	△19,692																						
(2)一年内返済予定長期借入金及び長期借入金	90,592	90,075	△516																						
	貸借対照表 計上額	時価	差額																						
(1)長期預け金	110,000	82,310	△27,689																						
(2)一年内返済予定長期借入金及び長期借入金	54,900	54,715	△184																						
(注) 1 「現金及び預金」、「業務未収入金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。 (注) 2 長期預け金の時価は、その将来キャッシュ・フローを見積り、その信用リスクを加味した割引率で割り引いて算定しております。 (注) 3 長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、実行後信用状態は大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており	(注) 1 同左 (注) 2 同左 (注) 3 同左																								

前会計年度 (2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで)	当会計年度 (2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで)																												
ます。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。																													
(注) 4 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>1 年以内</td><td>1 年超 5 年以内</td><td>5 年超 10 年以内</td><td>10 年超</td></tr><tr><td>長期預け金</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>100,000</td></tr></table>		1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	長期預け金	—	—	—	100,000	(注) 4 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>1 年以内</td><td>1 年超 5 年以内</td><td>5 年超 10 年以内</td><td>10 年超</td></tr><tr><td>長期預け金</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>110,000</td></tr></table>		1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	長期預け金	—	—	—	110,000								
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超																									
長期預け金	—	—	—	100,000																									
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超																									
長期預け金	—	—	—	110,000																									
(注) 5 長期借入金の決算日以降の返済予定額 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>1 年以内</td><td>1 年超 2 年以内</td><td>2 年超 3 年以内</td><td>3 年超 4 年以内</td><td>4 年超 5 年以内</td><td>5 年超</td></tr><tr><td>長期 借入金</td><td>35,692</td><td>21,660</td><td>20,016</td><td>11,636</td><td>1,588</td><td>—</td></tr></table>		1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	長期 借入金	35,692	21,660	20,016	11,636	1,588	—	(注) 5 長期借入金の決算日以降の返済予定額 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>1 年以内</td><td>1 年超 2 年以内</td><td>2 年超 3 年以内</td><td>3 年超 4 年以内</td><td>4 年超 5 年以内</td><td>5 年超</td></tr><tr><td>長期 借入金</td><td>21,660</td><td>20,016</td><td>11,636</td><td>1,588</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>		1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	長期 借入金	21,660	20,016	11,636	1,588	—	—
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超																							
長期 借入金	35,692	21,660	20,016	11,636	1,588	—																							
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超																							
長期 借入金	21,660	20,016	11,636	1,588	—	—																							
Ⅵ. 収益認識に関する注記 「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。	Ⅵ. 収益認識に関する注記 同左																												
Ⅶ. その他 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。	Ⅶ. その他 同左																												

附属明細書

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

前会計年度（2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで）

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形固定資産	建 物 附 属 設 備	42,569	749	－	3,996	39,322	13,609	52,931
	器 具 及 び 備 品	17,190	1,595	0	6,038	12,747	40,598	53,345
	計	59,759	2,345	0	10,035	52,069	54,207	106,276
無形固定資産	ソ フ ト ウ エ ア	3,424	319	－	1,896	1,847		
	ソフトウェア仮勘定	－	9,397	－	－	9,397		
	そ の 他	241	－	－	－	241		
	計	3,666	9,716	－	1,896	11,486		

当会計年度（2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形固定資産	建 物 附 属 設 備	39,322	24,587	4,804 (4,804)	4,594	54,510	18,203	72,713
	器 具 及 び 備 品	12,747	3,345	134 (134)	5,058	10,899	43,892	54,791
	計	52,069	27,932	4,939 (4,939)	9,653	65,409	62,096	127,505
無形固定資産	ソ フ ト ウ エ ア	1,847	22,128	－	1,368	22,607		
	ソフトウェア仮勘定	9,397	11,756	21,153	－	－		
	そ の 他	241	－	－	－	241		
	計	11,486	33,885	21,153	1,368	22,849		

（注）1 「当期減少額」欄の（ ）内は内数で、当期の減損損失の計上額であります。

（注）2 建物附属設備の当期増加額は、東京オフィスレイアウト変更工事によるものであります。

（注）3 ソフトウェアの当期増加額は主にソフトウェア仮勘定からの振替によるものであります。

（注）4 ソフトウェア仮勘定の当期増加額は、自社利用ソフトウェア開発によるものであります。

(2) 引当金の明細

前会計年度（2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで）

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	310	500	—	310	500
賞 与 引 当 金	9,500	10,750	9,500	—	10,750
職員退職給付引当金	25,565	12,611	4,996	—	33,180
社員等退職慰労引当金	100,020	24,839	5,067	—	119,792

（注）貸倒引当金の当期減少額その他の金額は、前期計上額の洗替による取崩額であります。

当会計年度（2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	500	500	—	500	500
賞 与 引 当 金	10,750	12,000	10,750	—	12,000
職員退職給付引当金	33,180	11,745	6,441	—	38,484
社員等退職慰労引当金	119,792	31,900	—	—	151,692

（注）貸倒引当金の当期減少額その他の金額は、前期計上額の洗替による取崩額であります。

(3) 業務費用の明細

(単位：千円)

科目	前会計年度		当会計年度	
	(2023年7月1日から2024年6月30日まで)		(2024年7月1日から2025年6月30日まで)	
人件費				
報酬給与	1,424,659		1,543,489	
従業員賞与	104,350		118,360	
賞与引当金繰入額	10,750		12,000	
退職給付費用	12,611		11,117	
社員等退職慰労引当金繰入額	24,839		31,000	
法定福利費	178,036		199,539	
福利厚生費	39,479		42,473	
採用活動費	10,052		8,945	
出向者負担金受入額	△14,427		△11,573	
その他人件費	86,763	1,877,113	56,156	2,011,508
賃貸施設関連費用				
賃借料	100,310		106,525	
減価償却費	10,035		9,653	
敷金償却費	1,564		1,564	
その他施設関連費用	5,608	117,519	4,822	122,566
研修関連費用				
研修費	9,177		8,471	
その他研修関連費用	4,455	13,633	4,091	12,563
IT 及び通信費				
情報システム関連費用	48,668		57,379	
通信費	53,421		62,365	
減価償却費	1,896		1,368	
その他 IT 及び通信費	60	98,045	60	121,173
その他業務費用				
運賃保管料	4,130		4,019	
広告宣伝費	6,601		5,868	
交際費	6,584		6,015	
旅費交通費	54,490		49,708	
消耗品費	6,098		9,419	
事務用品費	6,934		6,916	
保険料	4,674		5,008	
支払手数料	17,215		8,494	
諸会費	33,040		37,738	
業務委託費	15,929		15,253	
その他	11,253	166,953	16,814	165,258
合計	2,273,265		2,433,070	

独立監査人の監査報告書

2025 年 8 月 6 日

アーク有限責任監査法人
理事長 三浦 昭彦 様

児玉公認会計士事務所
東京都新宿区

公認会計士 児玉 修

監査意見

私は、公認会計士法第 34 条の 32 の規定に基づき、アーク有限責任監査法人の 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの第 44 期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務及び財産の状況に関する説明書類に含まれる情報のうち計算書類及び監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、理事長に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アーク有限責任監査法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上